

市民アクセスの地平（中）

——失われた表現とコミュニケーションの回復を求めて——

津田 正夫*

日本では総合的なコミュニケーション政策が存在しない中で、放送・電波資源は、政府や巨大通信・放送企業、デジタル革命に新たに参入するビッグ・ビジネスに握られてきた。さらに近年、グローバリズムがコミュニティ生活圏や文化的空間を破壊しようとしている。市民によるパブリック・フォーラムへのアクセスの権利とフォーラム再構築が大切な課題といえるが、中でも放送に対する現代のパブリック・アクセス権はどのようにして形成され、現在どこまで実現してきたのかを検証する。具体的には、第1にパブリック・アクセスに関する歴史段階を整理し、第2にもっとも多様で示唆に富むカナダのアクセスモデルを検討する。第3にこれらに関する研究が何を明らかにしたのかの検証、第4に日本での諸課題の検討をすすめて、最後に言論・表現の当事者性について考察する。

キーワード：パブリック・アクセス・チャンネル、アクセス権、メディア研究、市民メディア、コミュニケーション政策

目次

1. 市民アクセス／市民メディアの何が問題か
2. 市民アクセスの歴史と現段階
3. カナダのパブリック・アクセス制度のリアリティ
(以上 第40巻第3号)
4. アクセス権論の地平～実践的研究と理論的研究～
(1)メディア研究の枠組み～市民概念の不在～
(2)アクセス権論と参加理論
5. 日本の市民放送の地平と課題
(1)「市民メディア」「市民放送」とは何か
(2)市民メディアの社会的地平 3層の構造
(3)市民のメディア参加に関する実証研究と評価
(4)市民制作の現場での課題
(5)市民メディア成立の基本的課題
(以上 本号)
(以下 次号予定)
6. 当事者の表現、コミュニケーションの回復

はじめに

この小論の（上：前編）につづけて、市民社会における〈視聴者／市民〉と〈放送メディア〉との関係における諸課題のうち、メディアや放送公共圏への市民アクセス運動の到達地平、市民によるコミュニケーションと言論・表現の公共圏回復の諸課題について考えていきたい。（上）では、パブリック・アクセスに関するこれまでの歴史段階を整理し、各地のケースから最も多様で示唆に富む制度をもつカナダの実態と課題を、現状分析のモデルとして検討した。

さらに本（中）では、第1に「放送公共圏」への市民アクセスに関する実証研究と理論研究によって、何がどこまで明らかになったのかを検討した上で、第2に日本でのアクセス権制度

* 立命館大学産業社会学部教授

化への諸課題を明らかにしたい。そして以後予定する（下）では有限のメディア公共圏である放送公共圏への市民アクセスを論じる際に、既存の放送事業者の表現形式、編集権や表現文化、それらを根拠として成立している放送市場との関係を前提とし、これに対して新たに放送メディアへのアクセスやメディア資源の再編を求める市民側の、参入根拠となる論理や、言論・表現の当事者性について考察していきたい。

特に（上）を書いてからわずか1年もたたないうちに、「NHK番組への政治家の介入問題と受信料の不正使用」による役員更迭や受信料危機と有料化問題、有事関連法にもとづく政府の指定公共機関問題、犯罪被害者の実名／匿名判断を警察に委ねる犯罪被害者等基本計画などが現実化して、〈政治権力〉によるメディア操作がきわめて劇的な形で可視化しはじめた。他方で、「ライブドアによるニッポン放送・フジテレビ攻略」「楽天対TBS」騒動の中で、それぞれが自己利益に適った“公共性”を主張し、「メディアの公共性」がどれほど形骸化しているかが露わになった。前後して新聞・放送をふくむ大手メディアのほとんどが、関連会社との違法な「株の持ち合い」をしている事実も報じられ、メディア産業そのものが違法性をふくんだビジネスとして、維持・売買されている実態も、市民の目に見える形で浮上してきた。J・ハーバースのいう〈政治とビジネスによる公共圏の侵蝕〉は、日常的な構造として私たちの前に公然と姿を現してきたといえる。こうした時代の中で、コミュニケーション資源や技術の社会的な再編、市民自身によるメディア公共圏の形成、コミュニケーションの回復は、さしせまった課題になりつつあるといえよう。

私は理論研究を専門にしておらず、先行するメディア分析／研究の流れに疎い。しかし（上）でも述べたように、パブリック・アクセス制度を日本での現実的な課題として捉えるために、〈新しいメディア主体＝表現する市民〉はどのように存在するか、行政・ビジネスセクターに対して〈市民セクター〉は放送公共圏を作ることができるか、市民を主体とした新しい社会コミュニケーション・システムはどのように構想されるべきか、といった問題意識から視る“理論”がほとんど見当たらない中で、やむをえず「門前の小僧経を読む」恥をさらさなければならぬことに身がすくむ。

またこの小論で、「市民のメディア参加」とか、「市民セクターによるメディア公共圏」など、かなり曖昧に〈市民〉という用語を使っているが、いうまでもなく近代市民革命でのブルジョアジーを想定しているわけではない。本来、（上）の記述における「市民アクセスの歴史段階」で厳密に規定すべきであったし、それぞれの国や地域の歴史や文化によって、社会のなりたちや法律・制度もさまざまではあるが、それらを論じることが主旨ではない。ここでいう〈市民〉とは、おおまかに「現代社会において、自己決定する意思をもち、権利意識と責任をもって政治や社会に参加し自治をめざす主体的生活者」一般をさすことにし、自らの生活圏における情報環境、コミュニケーション環境や政策についても、参加・自己決定してゆく人々であるとしておきたい。

4. アクセス権論の地平

～実践的研究と理論的研究～

(1)メディア研究の枠組み～市民概念の不在～

さてメディア研究の世界では、〈市民／市民社会〉という概念はいつごろから、どのような形で登場したのだろうか。ウィルバー・シュラムによれば、マス・コミュニケーション研究は1930年代になってから登場したものであるという。一方日本でも独自の研究がなされてはいたが、戦後、主として欧米での研究紹介が日本のメディア研究の中心を占めてきたといわれる¹⁾。

マス・コミュニケーション研究は多様に始まっていたことが、近年再発見／認識されつつはあるが、初期の主要な研究は、単純化していえば「効果研究」をめぐる内容が中軸をなしてきた。第一次世界大戦後の西欧世界の社会的荒廃と、それとは対照的なメディア産業の跋扈・飛躍を背景として、いわゆる大衆社会が成立したとされる。大衆に対する政治や商品メッセージの伝達、第二次大戦や東西冷戦を軸とするイデオロギー闘争や国家のプロパガンダにおいて、政治・軍事権力や産業の「送り手」から出されるメッセージ・広告は、どのような構造でどれだけ効果的に大衆に受け容れられるのか、どれほどオーディエンスの行動に影響をあたえうるか、効果を及ぼす過程や構造、オーディエンスの特性とメディア／メッセージの受容の過程と構造の分析・研究がメディア研究の主流であった²⁾。そこでは当然ながら、大衆・公衆は、市場における受け手・消費者としてしか捉えられていなかったし、政治においてはプロパガンダや情報操作などの対象としてしか考えられていなかったといえる。オーディエンスは研究の客

体的受け手でしかないし、マスメディアのもたらすメッセージをどのように利用し満足するかといった「マスコミの利用と満足」研究の対象、いわゆる研究植民地でもあった。

「効果研究」という枠組み自体、市民社会のあり方や市民の行動を研究したり、社会変革主体の析出を目的としたものではない。20世紀はじめの“操作される大衆・受け手”としての市民と、現代の“成熟した”市民社会の市民とは現代史上全く異なる概念である。また革命や戦争など軍事権力が圧倒的に優先している過渡期においては、当然ながらマスメディアは権力の一部であり、レジスタンスや地下運動は別として、市民による言論・表現の自由は制度上は存在しない³⁾。

近年ようやくマスメディアは一つの社会権力として認識されはじめはしたが、現実社会においてもアカデミズムにおいても、長い間〈受け手／送り手〉という関係性そのものが問われることがなかった。政治／社会権力を担う階級／階層や主体的集団による切迫した動機が存在しない中で、「メディアに関する研究」も部分的・学術的なものにとどまり、〈市民／市民社会〉という概念は、メディア研究の中には未だ姿を現さなかったとも言えよう。

マスメディアの商業主義やプロパガンダがR・ハッチンスやW・シュラムによって批判され始めたのはようやく第二次大戦後であり、メディアにおける市民的公共性概念を設定したハーバーマスの『公共性の構造転換』初版は1961年(細谷貞雄の日本訳1973年)である。メディアに対する市民の関係や参加が意識的課題となり、社会的な規模で実践されはじめるのは、(上)で概観したように60年代から70年代にかけての北米での公民権運動、世界各地でのベト

ナム反戦運動、フランス・東欧・アジアなどの民主化運動、第3世界の反植民地闘争や民族自立・復権運動をはじめとする世界規模での社会改革運動のダイナミックな流れの中においてであった。

しかしマスメディアの多様な発展、メディア批判運動やアクセス実践と、アカデミズムによるメディア研究・理論の3者の間には、依然として大きな落差があった。

20世紀のさまざまなメディア研究における論点や課題について総括したデニス・マクウェルは、『マスメディアと社会 新たな理論的潮流』（1995年）の中で、「プレスの一貫した「理論」を公式化する試みは、必ず挫折」してきたと指摘する⁴⁾。その理由として、これまでの研究の枠組みは、一般的に（主に政治的なニュースや情報を提供するという）単純な時代遅れの「プレス」概念から引き出されている。そしてこの枠組みは、マスメディアタイプやそのサービスのもつ膨大な内的多様性や、変化する技術とその時代性に、うまく対応していくことができなかった。さらに従来「規範理論」においては、高度の一般性を越えていないこと、「現実のメディアシステムとの直接的な関連」や「メディアパフォーマンス間の関連」の欠如、メディアの構造と価値が混同され、諸理論はアカデミズムの枠内にとどまって、規制や政策などに何の影響も与えなかった。つまりメディアの活動の大半に対して、現実的に適応しようとするような妥当性をもつ理論はほとんどなかったといえると、「メディア理論」と研究者の限界について述べている。

マクウェルが述べるような限界がありながらも、多少なりとも現実のメディア実態に肉薄し、〈市民／メディア〉の関係を総合的に展望

し、市民社会における新たな公共圏形成の手がかりになりそうな理論を、以下に見ておきたい。

ただ筆者はここで、近代市民革命による「言論・表現の自由の確立」や、その後の「公共圏（ハーバーマス）」という概念を前提に述べていくが、ハンナ・アーレントをはじめとしてハーバーマスの設定した公共圏という概念自体に多くの疑問・批判もあり⁵⁾、これは多角的な深い検討を要する課題であるが、ここでは詳論する力量がない。

(2)アクセス権論と参加理論 「アクセス権」の歴史的検証

アメリカにおいて、マスメディアから疎外されてきた公衆・市民のアクセス権を求める闘いに、公民権運動を背景として、修正憲法第1条の再解釈を根拠として理論的な展望をあたえたのはジェローム・バロンであり、それはジョージ・ストーニーによるパブリック・アクセス運動全国ネットワーク Alliance for Community Media (ACM) の形成や、FCC のニコラス・ジョンソンらの努力によるパブリック・アクセスチャンネルの設定⁶⁾などと連携して多くの成果を生んだ。

アメリカでの「メディアアクセス権」成立過程の紹介や検証が、堀部政男『アクセス権』（1977）などによってかなり詳細に行なわれてきたことは先に述べた。70年代の堀部の研究は、放送に限らずマスメディア全般におけるアクセス権に関する論争と、その法的・制度的到達点と問題点を体系的に述べたものであり、今日もその成果を越えるものはおそらくないと思われる。他方、政治・社会的な観点からはラルフ・エンゲルマンの『アメリカにおける市民放

送 (Public Radio and Television) の政治史』(1996, 未訳) で紹介され, また多分筆者の知らない多くの文献もあるだろうことは想像にかたくない。

魚住真司によれば, ローラ・リンダーの『パブリックアクセステレビジョン: 米国の電子演台』⁷⁾ が, パブリック・アクセスの現況と課題をよく示しているという。彼女はノースカロライナ州の CBS 系列テレビ局など多くのメディアや, またグリーンズボロ市のパブリックアクセス・チャンネルである Greensboro Community Television で働いた経験から ACM の理事もつとめ, 現在 NY 州マリスト大学でメディアを教えている。この書には, 全米各地のパブリック・アクセス番組や財務状況の豊富なデータや事例報告, KKK (白人至上主義者の団体) の差別的な番組などネガティブな課題も論じられているという。

また, アメリカだけでなくカナダ, ヨーロッパ各国のアクセス放送の歴史やその社会環境, 具体的な事例による課題などに関してはフランシス・ベリガン編『アクセス論 その歴史的発生の背景』(1977/鶴木真訳1991) に包括的に総括されている。カナダの生涯学習や地域再生のために, コミュニティメディアや NFB (国立映画庁) の「変革への挑戦」プロジェクトが果たした役割の検証はきわめて示唆に富んだものであるが, ヨーロッパの事例の記述は80年代の「市民放送」開始以前のものであり, 現在からみれば限界がある。

マルクス主義の流れ

児島和人は, 岡田直之の「大衆社会論」「行動主義」「マルクス主義」という3つのパラダイムによるメディア研究の分類を引用し, 中でも

マルクス主義の影響をうけたパラダイム内部の, さらにアクチュアルな3つのアプローチに注目しつつ, カラン/グレヴィッチ/マクウェルらによる新しいコミュニケーション理論の解題を行なっている⁸⁾。3つのアプローチを乱暴に図式化すると, 「政治経済学的アプローチ」では経済的条件と階級的利害が社会・文化・イデオロギーを決定するという立場に立つため, 研究の視点はメディアの産業構造や企業組織に向けられる。「構造主義的研究」では, メディアは単に階級的抑圧機関ではなく, 相対的に自律しいデオロギーを制度的に生成するものだと捉え, それを反映するメディアテキストを重視する。

これらに対し「カルチュラル・スタディーズ」においては, 文化は差別や不平等を隠蔽し社会的関係を透明化させる一方, 支配される集団が抵抗する手段でもあるという〈文化の両義性〉を主張し, 文化の制度的な一部であるメディアにおいてもヘゲモニーの確立をめぐる闘争が展開され, テキストの読解と意味形成に研究のウェイトがおかれるとする。またこれらの3つのアプローチは, さらにさまざまな修正理論を派生させてきた。たしかに近年さまざまな立場のカルチュラル・スタディーズが, オーディエンスの“主体的な参加”を理論的・実践的に示そうとしている。それらは, 主流メディアやメディア理論から疎外されてきたマイノリティや女性たちに一定の参加を促し, 新しい多くの研究を生み出してきた。しかし, 私見によればこうした“参加理論”は, まだ観念的なものが多く, 現実のマスメディア装置そのものに触れ, 制度や組織への実践的な参加を可能にする理論や, 現状のメディア制度の変革を提唱する例はほとんどないと思われる。

マクウェルの「民主的参加理論」

こうしたメディア諸理論に対しデニス・マクウェルは、“単純な時代遅れの「プレス理論」から訣別して、社会におけるコミュニケーションの基本的な価値の再構築を行なうことで、新たなコミュニケーション理論を生み出すべきであると主張する⁹⁾。マクウェルは、よく引用されるシーバート／シュラムの「プレスに関する四理論」（権威主義理論、自由主義理論、全体主義理論、社会的責任理論）に加え、「既得権益からの真の独立」や「アクセスや意見の多様性を確保するため」に、さらに四理論に含まれていなかった〈メディアと社会の現実〉を説明するためには、「民主的参加理論」が必要だとする。

マクウェルの主張は、乱暴に要約すると以下のようなものである。市民社会の基本的な価値は〈自由〉、〈平等／公正〉、〈秩序／連帯〉にあり、メディアに規範が求められるのは、こうした社会的政治的価値の基礎となる「コミュニケーションの基本的価値」が存在するからだとする。〈自由〉は、コミュニケーションの権利、個人のアイデンティティや尊厳、自己表現を大前提としており、これを支えるメディア・パフォーマンスの原則は「独立した立場」、「チャンネルへのアクセス」、「供給の多様性」からなるとし、それぞれの内実を述べる。同じく〈平等〉の前提をなすのは、それぞれの意見を聞き／聞いてもらう「コミュニケート権」、自由で個人的な請求権であり、これを支えるメディア・パフォーマンスの概念は「アクセス」、「多様性」、「客観性」である。

マクウェルによればアクセスの平等とは、第一に「すべての人が（メディアに関して）同一の機会を享受」することであり、例えば選挙などの際や、カナダやベルギーで行なわれている

ように異なる言語集団が同等のメディアサービスを受けることである。第二にはメディア資源の「公平な比例的割り当て」を意味する。対立的・逸脱的の見方に対しても、「アクセス」は公平な基準で与えられるべきである。「多様性の原則」は特に重要であり、メディア別、機能別、運営形態別、オーディエンス、言語的民族的・文化的アイデンティティ、政治・イデオロギーなどそれぞれにおいて違ういくつかの異なる尺度で測られる。メディアの提供内容が多様であるほど、メディアシステムは平等になる。「客観性」に関しては、メディアもオーディエンスもすでにこの独特の原則を広く理解している。社会やコミュニティの〈秩序／連帯（仏革命では「博愛」と表現されている）〉は、公正な市民社会の前提である。現在、ほとんどのメディアの評価は既存の権威による支配的な見解による秩序の基準を用いているが、まず「誰のための秩序／誰による秩序か」が問われねばならない。

このようにマクウェルの「民主的参加理論」は、市民社会の基礎となる「自由」、「平等」を支える不可欠の条件として、プレス（メディア・パフォーマンス）の「独立性・客観性」、「多様性」とともに、「アクセス」を重要な指標に挙げている¹⁰⁾。かつてバロンがアメリカ修正憲法1条を市民的に解釈しなおして展開した「アクセス権」論¹¹⁾の説得力にも比して、マクウェルの参加理論はきわめて現代的包括的な論拠を示しているように思える。カナダやヨーロッパ、韓国などで進むアクセス権の保障は、こうした論理を一部現実に政策化しているともいえるかもしれない。とはいえマクウェルの参加理論は、現在、世界を覆いつつあるグローバリズムに象徴される暴力を伴った市場主義、新自

由主義に対して、なお有効に対抗し切れてはいないように見える。

日本での批判的メディア研究

一方日本では、電波・放送・通信の分野での研究は、ほとんど技術進歩に対する礼賛的価値観や、技術発展を中軸にすえたメディア論、それを前提とする産業論・産業政策論に集中し、社会的コミュニケーションの基盤の形成や課題としての電波・放送・通信の研究がほとんど見当たらない状態である。

こうしたテクノロジー主義的研究状況に対し、社会的な観点からのメディア研究「ソシオメディア論」を対置し、メディア論的实践をさまざまな形で追究する水越伸は、「メディアに媒介されたコミュニケーションの総体像をとらえるために、さらにそのあり方を積極的に組み替えていく企図のためには、(従来のオーディエンス研究の枠組みだけではなく)表現と生産の研究が展開される必要がある」と指摘する。従来、需要と消費の研究にくらべ、批判的メディア産業論としての表現と生産の研究が貧しかった理由は、送り手の閉鎖性や調査への拒否反応もあるが、「研究者の関心や観点が受容・消費の場面へ向かいがち」で「受け手のリアリティしかない」こと、「コミュニケーション文化全体をとらえること」が未熟で、「そのありようを組み替え可能なものとしてとらえられないという点」をあげている¹²⁾。

従来メディア研究に対して、マクウェル／水越に共通する認識は、多くのメディア研究(者)の関心や動機が、断片的・平面的であり、また閉鎖的であること、現実の多様な変化や、内発的変革の契機を見出すための適切な認識や方法論がない、という点である。水越は、断片

的に行なわれてきた「理論研究」「歴史研究」「実証研究」の限界を超えるために「人類学的手法の展開」とともに、「市民のコミュニケーションを活性化させ、多様性のあるメディアの生態系を生み出し」「自らが実践者であるとともに観察者となつてすすめる知的活動」としてのメディアの実践的研究を提唱・実践している。

筆者自身は、NHKでのニュース・報道番組制作現場体験と、同時並行して参加してきた多様な市民的諸活動の体験からして、現実のメディアを成り立たせている多様で複雑な歴史、政治・経済・立法・司法を含む社会的環境の構造、メディアシステムの表層・深層の制度・組織・人間関係の実態、メディア表現・パフォーマンスを内外から構成する文化や技法、メディアに直接・間接に関わる人間の意識・心理・行動、などなどそれらを総合的に解明し、課題解決に向かって説得力をもった理論や研究が、あまりにも少ないと感じる。言いかえると、主体的に社会に関わり構成しようとする人々の実践に役立つ理論や研究が少ないと感じられる。そうした現実に対して、筆者らはこれまで世界各地、日本各地のパブリック・アクセスの系譜や課題をたどっているのだが、この作業のみによっては、「メディア世界を総合的に解明」とは到底いえないわけで、道遠しの感をいなめない。しかし、失われた〈市民セクターの自己表現〉の回復の課題、〈市民社会の放送公共圏〉の再生の課題を、とりあえずは全国の市民メディアに関わる人たち共有の認識として、デッサンの的に明らかにしなくてはならないと考えている。

5. 日本の市民放送の地平と課題

(1)「市民メディア」「市民放送」とは何か

マスメディアの構造や実態とメディア研究の間には大きな落差があり、メディアと市民社会の適正なありかたに関してメディア研究が有効な理論を構築していない中で、近年「市民メディア」と総称されるさまざまな実践活動が、メディアと市民社会の新しいありかたを試行的かつ多様に提示していると考えられる。

では「市民メディア」の実態とは何だろうか。ここで言う日本での「市民メディア」とは、メディアで働く職業人ではない一般市民が、営利を目的とせず、主体的・自発的に発信するメディアの総称とする。（「市民放送」「市民番組」もこれに準じて使用していきたい。）市民メディアの多くは非営利（公益的／共益的）目的であり、当事者自身による言論・表現活動という場合が多い。諸外国での、制度化され放送免許をもつ市民メディアは、非営利登録法人での経営が多く、スタッフは専門職である場合も少なくない。日本ではそうした制度が存在しないが、発信媒体からは以下のようにおおまかに分けることができる。

- (1)市民によるメディア組織やメディア NPO を指している場合（「京都コミュニティ放送」「目で聴くテレビ（大阪）」「FM わいわい（神戸）」など¹³⁾。放送法の遵守をふくめて放送事業全体に責任をもつ。
- (2)市民制作の放送チャンネルを指している場合（「パブリック・アクセス・チャンネル（米子）」「チャンネル Daichi（刈谷）」など¹⁴⁾。経営責任はなく、自治的にチャンネル編成・運営と番組制作に責任をもつ。

(3)市民制作の単位番組を指している場合（「むさしのみたか市民テレビ局」「くびき野みんなのテレビ局（上越）」など¹⁵⁾。一定時間の番組制作に責任をもつ。

(4)市民組織による動画付き website を指している場合（「そら色ステーション（札幌）」「湘南・TV」など¹⁶⁾。電波法・放送法上の「放送」ではないが、動画配信によって放送のように見えるので、巷間「市民メディア」と呼ぶ例が増えている。

また、名前は「市民メディア」と称していても、ケーブルテレビ局自身の自主制作チャンネル（コミュニティ・チャンネル）を指す場合も少なくない。

web を別としてこれらを電波到達範囲の媒体で分ければ、CS（通信衛星）で全国放送するもの（「目で聴くテレビ」「南の國から〜どぎゃんですか〜」など¹⁷⁾、ケーブルテレビやケーブルラジオ、地域 FM、コミュニティ FM でローカル配信するもの、さらに低出力のミニ FM などに分類できる。日本の電波政策で特徴的なことは、地上波に市民のアクセスを制度化しているカナダ、フランス、韓国などと違って、地上波が既存のメジャー放送資本に専有され、FM の一部を除いて市民には開放されていないことだ。

(2)市民メディアの社会的地平 3層の構造 市民・住民・NPO メディア制作層

日本の市民メディアを、発信媒体からではなく制作主体から分類してみると、市民メディア領域には3層の制作主体の構造が見てとれる。第1に中核層をなしているのは非営利・ボランティアの「市民・住民・NPO メディア制作層」である。第2に素朴な市民メディア制作層を支

えているケーブルテレビやコミュニティFMなどの「コミュニティメディア事業者層」があり、第3にマスメディアと市民メディアの中間にあつてオルタナティブな政治／社会／文化情報を発信している「プロフェッショナルな市民メディア事業者群」や「独立ジャーナリスト層」がある。

ここでは市民メディアの中核をなしている「市民・住民・NPOメディア制作層」を中心にみてゆく。この制作層は、二つの範疇においてマスメディアが表現しえない〈コミュニティの放送〉として広がっている。一つは〈地域的な意味でのコミュニティ〉であり、もう一つは在日外国人や障害者など〈独自の文化をもつ人たちのコミュニティ〉である。

〈地域コミュニティ〉での最もポピュラーな媒体は、コミュニティFMとケーブルテレビである。コミュニティFM局数は、近年急速に伸びつづけ、05年12月現在、全国で184局存在する。しかし統計上の広がりとは逆に、ほとんどの局で赤字が続く。こうした局での市民・住民・NPOの参加・関与の形はさまざま。財源やスタッフが限られているため複雑な放送形式や演出はむずかしい。市民・住民・NPOがボランティアという名前の無償の労働力にされているところも多い。後述する塚本、小内、坂田らの調査・研究は、コミュニティFM経営の全国的な概要と事例調査から、会社成立の経過や資本関係によって市民・住民・NPOの参加・関与が一樣ではないことを示している。参加・関与の形が多様なのは、財政問題だけによるのではなく、局の考え方や、番組内容の質やトラブルにもかかわっている実態も見えてくる。それでも地域の市民・住民の広い意味もふくめての〈参加〉なしには〈コミュニティ〉FMは成立し

ないし、商業活動、地域行政、防災活動などにとってコミュニティ独自の放送メディアの存在は不可欠である。

他方ケーブルテレビへの加入者は直線的に増えつづけ、02年度末で35.9%に達している¹⁸⁾。近年、NPO活動の活発化ともあいまって、盛岡、仙台、山形、行田、東京・足立区、北区、武蔵野・三鷹、横浜、鎌倉、小淵沢、上田、上越、福井、岡崎、常滑、刈谷、西尾・碧南、鈴鹿、吹田、東大阪、滝野、関宮、唐津、北九州、熊本、沖縄など各地でユニークな活動がはじまっている。市民・住民が地域の話題やイベントなどの情報を提供する形、住民アナウンサーや市民カメラマンとしてのレポートや投稿など制作への部分的参加、番組の企画や制作、チャンネル運営や放送局経営にたずさわるなど、市民参加・住民関与の形は多様だ。近年は番組制作を目的としたNPO法人を作って、継続的に、責任をもって関わる市民・住民が増えてきているのが目立つ¹⁹⁾。

地上波テレビではまだまだ放送局は閉鎖的だが、一部の地域民放局、独立UHF局などでは市民・地域住民・学生グループなどと連携した番組がはじまっている。

他方〈独自の文化コミュニティ〉の範疇では、情報の遮断・偏りなどが顕在化した95年の阪神淡路大震災の影響が大きい。メジャー・メディアが、少数派の人たちにかかわるライフライン情報などをほとんど伝えない中で、韓国・朝鮮人、ベトナム人、フィリピン人など阪神のアジア人を対象にした自主的なFM放送がいくつかはじまり、「FMわいわい」「FM CO・CO・LO」²⁰⁾など〈多文化共生放送〉に発展してきた。また、同じく情報に取り残された聴覚障害者たちは『目で聴くテレビ』をたちあげ

て、CS、ケーブル、独立UHFテレビ局で自主放送を開始したり、視覚障害者の有線ラジオ『日本福祉放送』は一時CS放送を試行するなど、障害者コミュニティの独自の放送を構築してきた。

事業としての市民メディア

第2の構成層である、主としてコミュニティFM放送局やケーブルテレビ局からなる「コミュニティメディア事業者層」は、市民メディアを生み出す重要な媒介的役割をはたしている。市民メディアが財政的・技術的な問題をふくめて自立していない現段階では、発信の意欲をもつ市民たちの活動・発表空間であるとともに、支援の中心的役割をはたしている。NPO研究では、萌芽状態の市民グループの組織化やマネージメントを支援する「中間支援組織（インキュベーター）」が必須条件とされるが²¹⁾、市民メディアの起動においても、発信の基盤となる地域のコミュニティFM放送局やケーブルテレビ局の存在や、その職員・スタッフ・OBによる取材・編集・技術・著作権処理などの支援が、大きな支えとなっているケースが大半である。NPO法人化しつつある一部の先進的メディア団体も、FM局やケーブル局、地上波の地方局に育てられている例が少なくない。公民権運動などからパブリック・アクセスが始まったアメリカ、ヨーロッパなどと違い、日本ではコミュニティメディア企業の支援が非常に大きな役割をはたしている。

第3に、かつてマスメディアで働いた人たちや独立ジャーナリストで、職業的な取材・編集・表現技術をもちながら、マスメディアと市民メディアの中間に位置して、利潤原理には立たないものの市場での採算を確保しながら、独

自メディアを運営している「プロフェッショナルな市民メディア事業者層」や「独立ジャーナリスト層」である。webメディアでは、映像ジャーナリズムを目的とする「ビデオニュース・ドットコム」や「Our Planet TV」、テキスト中心の「JANJAN」、「日刊ペリタ」、札幌のwebジャーナリズム「シビックメディア²²⁾」などは、取材のかなりの部分を“市民記者”“市民ディレクター”に依拠しつつも、プロフェッショナルな取材・編集体制をとって、マスメディアでは報道しないニュース・番組を独自の視点から展開する。ちなみに、韓国の民主化の過程で生まれ、近年メディア全体の中で屈指の影響をもつとされる「オーマイニュース（Oh my News²³⁾）」は、「市民ジャーナリズム」の先駆として、日本の市民メディア、市民ジャーナリズムの一つの目標としてしばしば引き合いに出される。こうした“中間メディア”は、公的な支援を受けることなく財政的・技術的に自立した位置を占めている。同時に彼らの報道・評論・批判的言説は、かつてのジャーナリズムがもっていた公正性や公共性をおかきかき、明らかに市民社会の「新たな言論・表現の公共圏」としての役割をはたしつつあるといえる。

以上の3層の市民メディア制作層以外に、海外では4番目に「メディア・映像アーティスト層」や「ビデオ制作クラブ層」とでもいべき制作者たちが、強い政治的／社会的主張をもって市民メディア制作層と重なり合っているのが一般的に見られる。日本にも多様な映像アーティスト、映像ジャーナリスト、ドキュメンタリー作家たちが存在するが、「Our Planet」など一部を除くと、規制の強いマスメディア領域にはあまり重なりあっていない。つまり映像制作技術をもっている運動体や集団は、必ずしもメデ

ィアを活用するまちづくりやコミュニティの運動体や集団と関わりをもたず、独立映像作家／集団や趣味人／集団として活動しているケースが多い。

(3)市民のメディア参加に関する実証研究と評価 地域情報化の検証

日本における市民のメディア関与・参加に関しては、一つにはアメリカのケーブルテレビでのアクセス制度成立の前後から比較研究が行なわれてきたが、他方、地域メディア研究の立場からも市民のメディア関与に関する調査が断続的に行なわれてきた。特に60年代以降数次にわたる全国総合開発計画に関連して、各種の“ニューメディア政策”、“地域情報化政策”が、中央省庁ごとの“縦割り行政”で立案・実施された。こうした各種の政策によって進められたコミュニティメディアやニューメディアに対する地域住民の関わり方の検証が、展開されたテクノロジーとの関わりもふくめて竹内郁郎・田村紀雄・大石裕らによって行なわれてきた²⁴⁾。

総括的にいえば、こうした中央行政主導の“ニューメディア政策”“地域情報化政策”は、行政内部の合理化や行政情報の上意下達、産業新興のための情報化という側面が強く、生活向上やコミュニティ振興に関わる情報化はほとんど進展しなかったことが、繰り返し指摘された。政府補助金を頼りに競って地域に導入されたニューメディアは、電機業界などの新たな市場開発につながるものが中心で、既存の放送局が独占する地上波資源の再編にはまったく触れられなかった。市民・住民のメディアへの関与・参加というテーマは、ハード面からも内容面からも、ほとんど考慮されることはなかったといっている。

コミュニティ放送への関与・参加の概要

行政による地域情報化とは基本的に関係なく、地上波の「難視聴対策」として出発した地域のケーブルテレビは、70年代には急成長して「区域外再送信」「都市型モアチャンネル」の段階に達し、80年代になると業界で“ケーブルテレビ・ブーム”がおこる。1992年には、山陰・中国地方の地域振興にとりくむ中海テレビ放送（米子市）が「パブリック・アクセス・チャンネル」を開始し、関連してケーブルテレビにおける市民関与・参加に関する実証的な調査・研究が少しずつはじまった。これまでにケーブルテレビに関与する地域住民・市民の意識や行動のおおまかな輪郭が、いくつかのグループによって調査されている。

金沢寛太郎・平塚千尋は、中海テレビの住民制作番組の調査をとおして市民・住民の関与・参加のありかたを分析し、村野井均、林茂樹らもさまざまな事例研究を発表している²⁵⁾。金沢・平塚の調査は、中海テレビのパブリック・アクセス番組に対する地域住民の認知度が高く、評価もまずまずだが、制作グループそれぞれの「発表の場」の性格が強いことから、社会性のある市民の意見発表など、パブリック・アクセスに対するリテラシー能力を高める必要性などの課題を浮き彫りにした。

また船津衛や児島和人らは、ケーブルテレビ事業者と加入契約者（市民・住民）の関係について、基礎的な調査と分析を行なった²⁶⁾。自局で番組を制作していると確認できたケーブルテレビ300局を対象とした児島の全数調査（1995）では、回答のあった240局のうち、なんらかの「住民関与番組」（住民が企画、取材・制作、自発的な出演、編集のいずれかに関与している番組）がある局が過半数（55%）あるという。加

入者世帯が多い局ほど住民からの「持ちこみ番組」が多くなることも確認されている。また住民関与番組に関わる団体が存在する局は、回答数の3分の1にあたる72局にのぼっていること、さらに番組制作に関わる団体が多いほど「レギュラーの住民関与番組」が多いことも指摘されている²⁷⁾。

さらに、金京煥のケーブルテレビ557局を対象とした調査(2002)によれば²⁸⁾、有効回答262局のうち、コミュニティ・チャンネルを持っている局が大多数である(245局, 94%)という。しかし、それらの番組の大半はケーブル局自身の企画・制作で行なわれており、「部外者(市民・住民・NPO)」や「局と部外者の協同」で番組制作を行なっている局は38局(16%)にとどまっている。市民・住民・NPOによるレギュラー番組があると答えた局は、1割以下、25局しかない。

一方、ケーブル業界誌『CATV now』による524局を対象とした調査(2002, 有効回答479)²⁹⁾では、パブリック・アクセス活動の基礎的な形である「企画・提案から撮影、編集、コメント、アナウンスまで住民が主体的に制作した番組を放送する枠がある」局は43(9%)である。「ある程度局側が決めた方向や内容に従って制作してもらっている」「ビデオ投稿のような形で参加してもらっている」など、なんらかの形で「住民が制作に参加する番組枠を設けている」局は251(57%)になるが、大半はやはり局の指導で参加する番組である。これら複数の調査による〈住民参加〉の割合は、ほぼ照応しているといつてよい。これらの調査に共通することは、(1)大多数の局がコミュニティ・チャンネルを持っていること、(2)市民・住民が関与する番組をもつ局が2~3割に達すること、

(3)1割内外の局(つまり全国の数十地域)に、番組制作に主体的に関与する組織が存在すること、などである。

ケーブルテレビとならんで市民・住民・NPOによる発信が盛んな「コミュニティFM」に関しては、坂田謙司、塚本美恵子、小内純子らの調査があげられる。塚本はエフエム人間など多くの事例から、日本のコミュニティFMの経営実態と市民/ボランティア参加の関係を論証し³⁰⁾、また小内は北海道を中心にFM経営と住民ボランティアの関係や意識変化を³¹⁾論じている。坂田は放送局経営の営利性と非営利性の違いが市民・住民参加にどのような違いをもたらすかを検証している³²⁾。

ケーブルテレビにせよコミュニティFMにせよ、コミュニティメディアに対する「市民・住民・NPOの主体的参加」や「パブリック・アクセス番組」は、世界各国に比べればまだまだ多くはないといつていい。

市民制作番組に対する評価

以上見てきたように、日本の市民・住民・NPOの制作番組は諸外国に比して決して多いとはいえないが、こうした番組に対する地域住民やコミュニティメディア事業者からの評価は高い。

筆者の指導する学生調査班(立命館大学産業社会学部三回生)が、「京都コミュニティ放送」の視聴者・市民(京都市中京区。550人)と制作者双方を対象に行なった調査(2005)によれば、市民・住民・NPO制作番組に対する下京区住民の評価は「地域社会の問題に関する住民の関心を高める」(59%)、「地域住民のさまざまな考え方や感じ方が反映できる」(43%)、「放送に多様性をもたせることができる」

(32%), 「住民相互の結びつきを強める」(23%), などのプラス評価が, 「制作する一部住民の自己満足に終わっている」(14%), 「番組に質的な低下を招く」(5%) などのマイナス評価を圧倒的に上回っている³³⁾。

市民・住民・NPO 制作番組への事業者からの評価はさらに高い。こうした研究の先鞭をつけた児島の調査では, 住民参加番組に対する全国のケーブル事業者からの評価は「地域社会の問題に関する住民の関心を高める」(87%), 「ケーブルテレビ番組に多様性をもたらす」(87%), 「住民相互の結びつきを強める」(82%), 「地域住民のさまざまな考え方や感じ方が反映できる」(75%) などとなっている³⁴⁾。これは児島調査を追跡した金の調査でもほとんど同様の結果になっていて, コミュニティへの貢献や多様性への事業者の期待が明らかである。さらに金の独自の調査によれば, ケーブル事業者が今後のコミュニティ・チャンネルへの地域住民や地域団体の関与を「いっそう促進したい45.5%」「将来は関与させたい26.2%」としている。

地域の市民・住民がコミュニティ放送の制作者や事業者に期待し, 事業者も市民・住民の制作番組に期待・評価するのは, ある意味で当然とは思えるが, 「住みやすいまち」や「信頼しあえる隣人関係」をつくるという基本的なコミュニケーション機能が, 現在のマスメディアには欠けており, コミュニティメディアや市民制作番組によって補完されていることが示唆されている。後述するが, この機能はメディアの公共性を考える上で, 決定的な重要性をもつことを指摘しておきたい。

(4)市民制作の現場での課題

市民・住民による番組制作に対し, ケーブル事業者や住民の評価が高いにも関わらず, なぜ市民・住民の番組参加が, 目に見える形で進まないのだろうか。参加を阻害する要因は何だろうか, 市民メディアによる公共圏構築の課題は何だろうか。

児島ら「パブリック・アクセス研究会」のまとめでは, 住民が番組制作にどれくらい関与できるかは, 〈住民〉〈ケーブルテレビ局〉〈行政〉の関係にかかっており, 中でも「ケーブルテレビ局の制作スタッフがどれくらい充実しているか, どの程度住民関与と番組に関与できるか」にかかっていると³⁵⁾。具体的には住民側の撮影・編集を中心に技術的なサポートや, 番組の質の確保, プライバシー問題の処理などがポイントであると指摘している。

児島調査を踏襲した質問項目による金京煥の前出調査によると, 市民・住民枠を設定しているケーブルテレビ事業者側からの〈支援〉は, 「機材の提供」や「制作技術の支援」が6~7割と多く, 「制作費の支援」「制作スタッフの提供」が4~5割, その他「施設の提供」「著作権処理」などがあげられている。他方, 事業者側からみたコミュニティ・チャンネル運営の〈問題点〉としては, 「必要な人材の確保」71%, 「運営資金の確保」47%, 「必要な機材の確保」34%, その他「施設の確保」, 「住民の関心」などが続く。制作側の市民・住民との具体的なトラブル例では, 「画質と演出が悪い」「表現上の問題」など番組の質に関するもの, 「番組制作をめぐる主導権争い」など編集権に関するもの, 「出演料, 制作費の要求」など制作費・番組の条件設定に関するもの, 「放送日の間違い」など手続きに関するものなどがあがっている。

さらに市民・住民側からの番組参加に関して事業者側が「日頃留意していること」では、8割の局が「番組のテーマおよび内容」、半分程度の局が「著作権処理」、「映像や音声の質」となっており、その他「スポンサーの有無」、「視聴率」なども見られる。そして市民・住民の「制作参画中止」にいたったケースでは、「マナー化」、「グループの解散」、「定期的に作れなかった」、「番組枠の終了」などがあげられている。

たしかに市民の番組制作では、番組の質、編集権、制作費、技術・事務処理などさまざまな問題があげられている。しかし市民メディアの設定・運営は特段難しい条件が必要かといえ、こうした課題は特に市民メディア独自の問題ではなく、専門的な現場とほとんど同様である。つまり、番組制作に必要な費用・機材・施設・技術・事務・法律知識などが、制作トレーニングをふくめてシステムティックに用意されるか否かによるのであって、制作する人間の資質にかかっているわけではなさそうだ³⁶⁾。

(5)市民メディア成立の基本的課題

以上のような前提のうえで、日本における市民メディアの発展、電波におけるコミュニケーション政策の基礎的課題を現時点で整理すると、(1)コミュニケーション基本制度の確立、(2)コミュニケーション資源と財政の再配置、(3)民主的言論・表現の自由への志と技術をもった人材の育成、の3点があげられるのではないだろうか。

第1には、放送免許制度の見直しをふくむコミュニケーション基本制度の確立である。現行の電波法・放送法は、もともと通信放送事業者の権利・義務を定めたものであって、主権者である市民／国民、市民社会構成員全体の権利・

義務を定めたものではない。またさまざまな社会集団・世代の相互理解や対話、合意形成のための制度やコミュニケーション政策は基本的に存在せず、放送に民意を反映させるシステムもない。近年のNHK受信料独占制度をめぐる諸矛盾、デジタル化やニューメディアをめぐる政策デザインの諸矛盾、メディア売買をめぐる右往左往などは、この基本政策の欠如に由来するといっている。

日本でも欧米と同様に独立行政機関（電波監理委員会）が電波を監理した時期（1950～52年）があった。しかしその後「電波資源の有限希少性」「影響力の大きさ」を根拠に国家による直接監理に戻されたのだが、はたして理由はそれだけだろうか。テレビ朝日の「椿発言事件」（93年）、「バレー大使館事件」（97年）、「NHK政治介入事件」（01年）など、ことあるごとに総務省や政治家が“免許”をちらつかせながら、政府に批判的な言論・報道を牽制する動きがみられる。免許の威力は政治的なものだけでなく、経済的利益がついてまわる。電波資源の本来の所有者であり、最終的なコスト負担者である市民・視聴者らの利益、市民社会の「公共の利益」はほとんど考慮されていない。デジタル化という新たな資源開発を機会に、市民的な言論・表現を中心とする「新しい公共性」による新しい法体系を創ってゆかなければ、公共圏は政治とビジネスに占領されつづける。「新しい公共放送空間」には、世界中で進行しているように市民・住民・NPOなどの公共活動領域、教育・研究領域、独立した言論・表現領域の放送が含まれるべきであろう。

第2に、コミュニケーション資源と財政の再配置があげられる。テレビのシステムは、莫大な資金を必要とする装置産業になっている。テ

レビの影響力や広告効果、関連する波及効果をねらって、各種の企業が市場参入と支配の激しい競争を繰り返してきた。映像表現や演出上の刺激を追い求め、スポーツ中継やエンターテイメント番組にみるように放送権料も急騰している。テレビ放送の設備、機材、人件費、回線料・電波使用料、出演料などの制作費、著作権料などの費用は、活字媒体の比ではない。公共的市民メディアが、同じ条件で大手テレビ局と市場競争してゆくことは不可能である。そうした現実をふまえるなら、資本・スポンサーがつかない「非営利公益の市民活動団体」、「地域／文化コミュニティ」、「教育・研究目的」などの分野ではもっと自由に電波への参加が保障・促進され、免許制度、回線料・電波使用料・税制面など資金面、技術移転、交流とアーカイブの促進などでの、さまざまな優遇政策が不可欠だろう。地上波・ケーブルをふくめたデジタル化された電波資源、インターネット資源は再配置されるべきであり、現在の「受信料」は真の公共料金として見なおされるべきである。

第3に、民主的言論・表現の自由への志と技術をもった人材育成とそのための組織が不可欠である。テレビ・ラジオの取材・編集・送出には、一定の専門知識と技術をもった人が必要だ。さらに著作権はじめ関連法を知り、言論・表現に責任をもつこと、一般的には商業・宗教の宣伝をしないこと、演出・構成などの知識も要求される。またアカデミズムはなかなか研究しないが、メディアの周辺には、政治、ビジネス、宗教に関わる誘惑や暴力的な圧力もひしめいている。ベテランのジャーナリストたちが志や責任を強調するゆえんである。他方で、これまでメディアや表現とは無縁であった少数派の人たち、誰も〈議題〉として光をあてようとは

しない周縁世界で抱えこまれている問題、弱者・マイノリティの問題、個人的な問題として処理され、ジャーナリズムやアカデミズムに取り上げられることがなかった世界にこそ、市民社会のパブリック・フォーラムが開かれなければ意味がないだろう。

こうしたまなざしと技術をもった人材の育成は、市民メディアにとって決定的な条件だ。これまで内外のさまざまな事例を検討してきたが、教訓的なことはいずれも「国家」と「個人」のあいだに、「コミュニティ」や「非営利活動団体（NPO、アソシエーション）」などをしっかり位置づけ、相互の理解、自治、合意形成の場として市民放送によるパブリック・フォーラムを配置していることだ。先行する国々では「アクセスセンター」「メディア教育センター」などと呼ばれる多様な中間組織やトレーニング拠点が活動している³⁷⁾。

職業人ボランティアによるセミナーなどでスタッフを育成することも重要だ。ビデオクラブやカルチャーセンターを活用することや、社会教育や学校教育でのメディア・リテラシー教育などによっても、そうした人材育成が求められる。こうした事業に対して、担当スタッフの公共的雇用、税の減免、補助金なども考える必要があり、社会基盤としてのコミュニケーション基本政策の確立こそ急務である。

以上の3点に加え、再検討されなければならない既存のメディアシステムがいくつかある。まず、放送事業者（放送局）の特権と特権意識が「メディア改革」を阻んでいるひとつの大きな要因だと思われる。マスメディアの経営者・記者・ディレクター・アナウンサーなどには、特別な社会的地位が与えられている。また政策的情報への優先的なアクセス権、「記者クラブ」

加盟権など取材での優先権、誤報に関する“免責特権”など各種の特権と、その特別な位置と権利に折り重なった長い間の意識のつきかさねが、残念ながら市民・住民に対するエリート意識や錯誤を生みだしており、その意識改革は不可避である。

さらに大きな争点は、メディアの「編集権」であろう。編集権は言論・報道の自由を外部の圧力から守る上で、またメディア労働者の干渉から経営を守る上での権利だと考える立場が、日本のメディア経営者には強い。しかし、他方でマスメディアの公共性には、パブリック・フォーラムとしての性格が不可分に内包されており、市民社会に常に開かれ、市民からの自由なアクセスの権利を認めるべきであるという考え方は、ヨーロッパでは古くから定着しており、近年各国にも広がってきている。

さらに現代においては、市民社会における情報やメディアに関する本質的な問題は、「自己情報に関する自己決定・自己編集」の保障、「公共の福祉」を「市場（ビジネス）」や「政治的党派性」より優位におくこと、「決定に関する過程」において「参加性・透明性」が担保されていること、などである。経営者による編集権は無条件に保障されているものではなく、これらの応用問題にすぎない。またメディア産業の“特権・既得権”は、それを管理・配置する官僚・政治家たちの政策決定や監視・配置に関する特権と密接にからまりあっている。国家と市場における特権をなくさなくては、公正な市民社会が発展することはありえない。

さて市民のマスメディアへのアクセスが、視聴率などで計量される“自由市場”で実現することがない、あるいは日本の“官僚／市場制度”からは締め出されているということは、す

でに明らかである。言論・表現の自由や公平は、政策・制度的な枠組みによってしか現実化しえない。しかし現実には、パブリック・アクセスを制度的に進めてゆこうとすると、さまざまな論議が発生する。国家・法律などの力によって進めるべきか、それとも関係者の協働作業によって、民間の力で進めうるのかという考え方の違いがある。国家や法律的な関与に対して、既存の事業者は「マスメディアの表現の自由」や「メディアの独立性」などを盾に反発するだろう。ケーブルをふくめて既存の放送事業者に負担をかけるのか否か、デジタル化によって生まれる新たな電波資源を政策的に配分するのかどうか、公的な予算をどういう基準で使うか、web site もふくめたコミュニケーション政策は通信政策に属するか文化・教育政策なのか、全国と地域の政策の整合など多くの問題がでてくる。現在すでに、番組内容の制作者と伝送・配給ネットワーク所有者は様変わりしつつあり、これまでのハード中心の法体系は根本的に再編されることになるだろう。

注

- 1) ウィルバー・シュラム／崎山正毅訳『マス・コミュニケーションと社会的責任』（日本放送出版協会、1959年）や、日本マス・コミュニケーション学会2001年度春季研究発表会のシンポジウム「マス・コミュニケーション研究の起源を問う」における佐藤卓己、藤田真文らの報告に啓発されるものが多い。
- 2) 『世論』（1922）で人々のステレオタイプを抽出したウォルター・リップマン、プロパガンダが受け手に与える影響を分析したハロルド・ラスウェル、『パーソナル・インフルエンス』（1955）を書いたE・カッツとP・F・ラザースフェルドらがそうした研究をリードしたとされている。

- 3) 湾岸戦争報道以降, 現在のイラク戦争報道においても, イラクやアメリカはじめ関係国において, 言論・表現の自由がどこまで存在するか, ささまざまな議論がある。
- 4) デニス・マクウェル「公共性の観点から見たマスメディア」ジェームズ・カラン, ミカエル・グレヴィッチ編/児島和人・相田敏彦監訳『マスメディアと社会 新たな理論的潮流』勁草書房, 1995, P104~106。
- 5) 斎藤純一『公共性』(岩波書店, 2000), クレイグ・キャルホーン編/山本啓・新田滋訳『ハーバマスと公共圏』(未来社, 1999)などにハーバマスが批判的に検証されている。
- 6) 魚住真司「パブリック・アクセスの開祖たち(上)(下) 転機を迎えたアメリカのコミュニティTV」『放送レポート』196, 197, メディア総合研究所, 2005
- 7) 魚住真司「ローラ・リンダー著『パブリックアクセステレビジョン:米国の電子演台』市民とメディア調査団報告書『カナダの市民とメディア 多言語・多文化と共に』P98~99。
- 8) 児島和人「解説」カラン/グレヴィッチ前掲書, P229~236
- 9) マクウェル前掲書, P108~123
- 10) 編者カラン自身は, 政党機関紙や同性愛の雑誌などサブカルチャーを例に, 旧来の「市民のメディア部門」の簡単な総括を行なっているが, 必ずしも肯定的な評価を与えていない。カラン「マスメディアと民主主義:再評価」前掲書, P176~180。
- 11) (上)注20, ジェローム・A・バロン
- 12) 水越伸「メディア・プラクティスの地平」水越伸・吉見俊哉編『メディア・プラクティス』せりか書房, 2003, P20~47
- 13) 「京都コミュニティ放送」<http://www.radiocafe.jp>
「目で聴くテレビ」<http://www.medekiku.jp/index.shtml>, 梅田ひろ子「目で聴くテレビ」がめざす放送バリアフリー」(津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセスを学ぶ人のために』世界思想社, 2006年)
「FM わいわい」<http://www.tcc117.com/fmyy/>
- 日比野純一「多文化・民族社会を拓くコミュニティ放送局「FM わいわい」」(津田・平塚編前掲書)などを参照。
- 14) 「パブリック・アクセス・チャンネル(中海テレビ)」<http://gozura101.chukai.ne.jp/>
「チャンネル Daichi (KATCH)」<http://ch-daichi.jp/>
- 15) 「むさしのみたか市民テレビ局」<http://www.parkcity.ne.jp/~mmctv/>
「くびき野みんなのテレビ局」<http://www.jcv.co.jp/tv/>
- 16) 「そら色ステーション(札幌)」<http://media.city.sapporo.jp/sorairo/>
「湘南.TV」<http://www.shonan.tv/>
- 17) 「南の国から〜どぎゃんですか〜」http://www.prism-web.jp/work_F/work3.html
- 18) 総務省『情報通信白書』平成17年版。
- 19) 番組制作を目的としたNPO例としては, 札幌「シビックメディア」, 盛岡「ヒューマンステーション」, 鎌倉「市民チャンネルボランティア鎌倉」, 武蔵野三鷹「むさしのみたか市民テレビ局」, 沖縄「調査隊おきなわ」など。
- 20) 「FM わいわい」前掲
FM CO・CO・LOO」<http://www.cocolo.co.jp/index.html>
- 21) 津田正夫「中間支援組織とメディア戦略」『アメリカのNPO 日本社会へのメッセージ』第一書林, 2000。
- 22) 市民的な立場で動画を配信する代表的な例としては以下のような例もある。
「ビデオニュース・ドットコム」<http://www.videonews.com/>
「Our Planet-TV」<http://www.ourplanet-tv.org/>
「J A N J A N」<http://www.janjan.jp/>
「日刊ベリタ」<http://www.nikkanberita.com/>
「シビックメディア」<http://www.mediagres.com/civicmedia/>
- 23) 「OhmyNews」<http://www.ohmynews.com/>, 玄武岩『韓国のデジタル・デモクラシー』(集英社新書, 2005)に言論民主化のプロセスが詳しい。
- 24) 田村紀雄『地域メディア時代』(ダイヤモンド

- 社, 1979), 竹内郁郎・田村紀雄編著『新版・地域メディア』(日本評論社, 1989), 大石裕『地域情報化—理論と政策』(世界思想社, 1995) など。竹内・田村編同著巻末の文献一覧は, 貴重な資料である。
- 25) 金沢寛太郎・平塚千尋「コミュニティメディアとしてのケーブルテレビ」(『放送研究と調査』1996年12月号, NHK放送文化研究所), 村野井均「パブリック・アクセスの視点から見たケーブルテレビの活用」(『福井大学教育学部研究』第23号, 1998), 林茂樹『日本の地方CATV』(中央大学出版部, 2001) など。
- 26) 船津衛『地域情報と地域メディア』(恒星社厚生閣, 1994), 船津衛「ケーブルテレビの現状と将来」『増刊ジュリスト』(有斐閣, 1997), 児島和人「ケーブルテレビと住民の社会的情報発信」『増刊ジュリスト』(同), 児島和人・宮崎寿子編著『表現する市民たち 地域からの映像発信』(NHK出版, 1998) 参照。
- 27) 児島・宮崎前掲書 P165~189。
- 28) 金京煥「日本の放送参加に関する研究」(2003年度上智大学文学部博士論文)
- 29) 『CATV now』Vol.72, 2002年5月号, NHKソフトウェア, P64~73。
- 30) 塚本美恵子「コミュニティ放送への市民参加～コミュニティ放送局の現状とエフエム入間の事例から～」『文化情報学(駿河台大学文化情報学部紀要)』9巻2号, 2002。
- 31) 小内純子「コミュニティFM放送局の全国的展開と北海道の位置」『社会情報(札幌学院大学)』Vol.12 No2, 2003。
- 32) 坂田謙司「コミュニティ放送局の存立要件～営利(FPO)と非営利(NPO)の違いは何を生み出すのか～」『現代社会研究(京都女子大学)』Vol.4/5, 2003。
- 33) 立命館大学産業社会学部津田演習『京都コミュニティ放送の評価に関する調査報告』立命館大学産業社会学部, 2006年。
- 34) 児島「ケーブルテレビと住民の社会的情報発信」前掲, P127~132。
- 35) 児島・宮崎前掲書 P170~189。
- 36) 松野良一『市民メディア論』(ナカニシヤ出版, 2005)では, さまざまな事例からこうした点を検証している(P105~135)。
- 37) 津田正夫・平塚千尋『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人のために』(世界思想社, 2006)の北米・アメリカ・ヨーロッパ編などに, 世界各地におけるメディア実践教育のためのさまざまな中間支援組織の実例が示してある。

Present Situation of Public Access (2)

TSUDA Masao *

Abstract: As Japan has no comprehensive communication policy, government, media giants and big business involved in IT innovation have monopolized the resources of communications and broadcasting. At the same time, the new globalism seems to have severe impact on community and the cultural sphere. In this environment, the people's right of access to the media and the reconstruction of the public forum are important issues. This paper examines how the people gained the right of access to broadcast media, and examines the present state of public access. First, it traces some historical developments in public access; second, considers the example of Canadian multicultural institutions; third, reviews recent studies of public access; fourth, considers various issues related to public access in Japan; and finally looks at the future of self-representation by the people.

Keywords: public access channel, right of access to media, media studies, civic media, policy of communication

* Professor, Faculty of Social Sciences, Retsumeikan University